ロシアにおける信教の自由

― 宗教法の改正をめぐって ―

唐岡 下久 (京都産業大学)

はじめに

1997年9月26日、ロシア連邦大統領ボリス・エリツィンは『信仰の自由およ び宗教団体に関するロシア連邦法(Закон Российской Федерации <О своболе совести и о религиозных объединениях>) に署 名し、ここに数年におよんだ改正作業が完了し、新宗教法が発効したり。この 連邦法の制定は、1990年10月1日、ソ連邦大統領ミハイル・ゴルバチョフの署 名によって成立した『信仰の自由および宗教団体に関する法律 (Закон СССР<О свободе совести и религиозных организациях>) に基づいて制定された『信教の自由に関するロシア連邦 共和国法(Закон Российской Советской Федеративной Республики<О свободе вероисповеданий >)』2の改正作業の結果で ある。

1991年12月のソ連邦の解体とともに、ロシアは政治的、経済的混迷に遭遇 しただけでなく、犯罪の増加や道徳的頽廃といった社会的混乱にも直面した。 このような事態は宗教界も例外ではなく、社会的混乱に乗じてさまざまなカル ト集団が活動を始めた。こうした中で、ゴルバチョフ政権末期からロシアに進 出し、活発な布教活動を繰り広げていた外国の宗教や宗派に危機感を募らせて いたロシア正教会をはじめとする宗教界はいうまでなく、さらには広く社会か らも「非ロシア的、非伝統的な」宗教の活動を規制する必要が叫ばれるように なる。宗教法の改正はこうした背景の下に進められたのである。

本稿の目的は、ロシア正教会と国家との関係に焦点を据えながら、20世紀のロシア=ソ連における信仰の自由の問題に若干の検討を加えるとともに、新たに成立を見た宗教法とその制定にいたる経緯を明らかにすることにある。

1、 歴史的背景

ロシアにおいて信教の自由の保障を求める動きが現れるのは、20世紀初頭、帝国に最初の革命の波が押し寄せた危機の時代であったといえるであろう。忍び寄る破局の予兆に脅えた皇帝ニコライ二世(在位1894~1917)が『信教の自由に関する勅令』3を発したのは、そしてまた1880年以来「宗務院総長」の地位にあって正教会をはじめとしてロシアの宗教を文字通り牛耳り、帝国の屋台骨を支えてきたコンスタンチン・ポベドノースツェフ(1827~1907)4が政治の舞台から姿を消すのも、さらにはロシア正教会が徐々に帝国の支配から解き放たれて、復活を目指す動きを本格化させるのも、革命の嵐が吹き始めた1904年末から1905年にかけてのことであった。

ピョートル大帝(一世、在位 1695~1725)以来のロシア帝国の宗教政策は、アレクサンドル一世時代(在位 1800~25)の宗教問題・公教育省の設置という一時的な変更を除けば、"ツァーリの眼"と呼ばれた世俗の宗教大臣、すなわち宗務院総長と、彼が主宰する宗務院(シノド)会議の監督下で実施されてきた⁵⁾。シノドの宗教政策の基本路線は、ポベドノースツェフが晩年に著した『一ロシア政治家の省察』において明確に示されている。反動政治家の代名詞的存在であったとはいえ、冷徹なリアリストの眼を失うことのなかったポベドノースツェフは、国家の支柱としてのロシア正教会の重要性を指摘し、こう書いている。

教会と国家との伝統的な結合は、両者の存立にとって本質的である。分離は宗教と道徳の崩壊を意味するであろう。そしてロシア国家が承認すべき唯一の教会は正教会である。その信徒は無知であり、僧侶は不作法で、怠惰かもしれない。しかしながら、それが、それだけがキリストの教会である⁶。

国家と正教会は一体でなければならない ― これこそがポベドノースツェフ

が敷いた宗教政策の基本路線であった。そして彼は帝国のスローガン「一人の ツァーリ、一つの言語、一つの宗教」を高々と掲げて、非ロシア系、非正教系 諸民族の同化政策、すなわち「ロシア化」政策を推し進めた。こうした意味で、 ニコライ二世の『信教の自由についての勅令』とポベドノースツェフの退場は、 単に宗教政策の変更にとどまらず、帝国の基本政策の変更をも意味する画期的 な大事件であったのである。

こうした中で先ずはロシア正教会に国家からの自由を求める動きが現れてく る。とりわけ、1681年以来廃止されていた公式の教会会議、すなわち「地方公 会」の開催と、総主教アドリアン(第九代総主教、在位1690~1700)以後立て られることのなかった『総主教の擁立が、緊急の課題でなければならなかった。 ロシア正教会に国家の支配からの自己解放を遂げる絶好のチャンスが訪れたの である。こうして 1906 年から、公会開催の準備活動が本格化する。しかしな がら、実際に地方公会が開かれたのは、帝政が瓦解し、その後に相次いで登場 した臨時政府もすでに崩壊の危機に瀕していた 1917 年夏のことであった。 レーニン(1870~1924)が率いたボリシェヴィキが企てた「7月クーデタ」の 余塵も明けやらぬ中で開催されたこの教会会議は「祖国の救済」をスローガン として掲げていた。以後「10月革命」が勃発し、二度の中断を挟みながら、教 会会議は翌1918年9月7日まで続けられた⁸⁾。

モスクワ府主教に叙任されたばかりのチーホン (1865~1925) が議長を務め た地方公会が収めた最大の収穫は、200年以上にわたって許されなかった公会 の再開それ自体に加えて、総主教制の復活という悲願を成就したことであっ た。1917年11月21日、ボリシェヴィキ政権下で、チーホン(第10代総主教、 在位1917~25) は、モスクワのクレムリンにあるウスペンスキー大聖堂におい てロシア正教会首長『全ルーシおよびモスクワの総主教』に正式に就任したの である。

新生ロシア正教会を率いたチーホン総主教が担った最重要課題が、破局に 陥った祖国の救済であり、教会攻撃を本格的に開始したレーニン政権に対する 戦いであったことは疑いのないところである。政治権力を奪取したボリシェ ヴィキ政権は直ちに『土地について』の布告を発し、広大な領地を含む教会財 産の収奪に着手するとともに、教会に対して流血をも辞さない迫害を加えつつあった。さらに1918年2月、人民委員会議は『国家からの教会の、教会から学校の分離について』の布告⁹を公表して、政教分離の原則を確立するとともに、教会から法人格と所有権を剥奪した。

革命直前の夏から一年間にわたって続けられた教会会議も、資金不足と激化するボリシェヴィキ政権の弾圧の前に 1918 年9月に閉会を余儀なくされた。その後、ロシア正教会の命運は一人チーホン総主教に委ねられることとなる。しかし、孤軍奮闘を続けたチーホンも 1922 年5月に逮捕、収監された。そして翌年4月に開かれた裁判で力尽きた彼は、最高裁判所に対して反ソ的態度を放棄することを誓ったのであった。

私はソヴィエト憲法に違反したことを後悔している。私の釈放が許されるよう最高裁にお願いする。今後、私はソヴィエト政府に敵対しないだろう¹⁰⁾。

チーホン総主教は直ちに釈放された。革命後5年にして、独立をかち取った 教会も、ボリシェヴィキ政権の執拗な攻撃の前に屈伏することになる。

2、 ソヴィエト体制下における宗教とその法的規制

ロシア革命の騒擾の中で開催された教会会議の重要な決定の一つは、国家の支配の軛から解放された教会が政治に対して厳格に中立の立場を取ることを確認したことであった。各信徒が自己の政治的信条をもつことは自由であるが、しかし何人も政治目的のために教会を利用してはならない――これが公会で決定を見た原則であった。そしてその意味で、ボリシェヴィキ政権の『教会と国家の分離についての布告』の発令は、ロシア正教会にとっても歓迎すべき政策であったのである。

こうして未曾有の受難に苦しみながらも、帝政時代の国家支配から解放されたロシア正教会は、これまでにも増して目覚ましい"精神的"復活を遂げることになる。1920年代初頭、ロシア正教会は皮肉にも無神論体制下で"宗教的ルネッサンス"を謳歌するのである。しかし1925年チーホンが永眠すると、ロシア正教会は再び総主教制を失った。ボリシェヴィキ政権は教会会議の開催も、

また新総主教の選立も許さなかった。チーホンが正教会の聖職位階制の崩壊と いう不測の事態を想定して、死の直前に指名した三名の総主教代理も相次いで 逮捕された11)。

こうした中で、20世紀のロシア正教会の、延いては宗教の歴史に"汚点"を 印すことになる「セルギー体制」が出現する。苦衷の選択であったとはいえ、 当時のロシア正教会総主教代理の地位にあったモスクワ府主教セルギーが署名 した、いわゆる「忠誠宣言」と、それに基づく国家と教会との"融和路線"は、 その後のロシア正教会に暗い影を落とすこととなった。1927年7月29日、ロ シア正教会首長「モスクワ府主教」セルギー(後の11代総主教、1861~1944) は『忠誠宣言』を発表し、ソヴィエト"国家"に対するロシア正教会の忠誠を 誓約した。チーホンが指名し、投獄された三名の総主教代理の一人、殉教した 府主教ピョートル (1862~1937) は1925年12月、当時「ニジニノブゴロドの府 主教」であったセルギーを総主教代理に任命した。しかし、そのセルギー府主 教も逮捕、収監されてしまった。教会首長を失い、組織としての教会が消滅す ることを危惧したセルギーは、ソヴィエト体制との協調路線への転換を企て、 "国家"への忠誠を誓うことによって教会組織の存続を図ろうとしたのである。 これがいわゆる「セルギー体制」の始まりである。『宣言』においてセルギー府 主教は、もとより"党"や"イデオロギー"には一切言及せず、用心深く"国 家"との融和をのみ強調して、次のように書いた。

われわれ教会人が、ソヴィエト国家の敵や、彼らの陰謀の手先の側にある のではなく、わが人民、わが政府とともにあることを証明して見せること が……今やわれわれ緊急の課題である。われわれは……正教信徒の宗教的 要求に示された配慮 ―― 臨時聖宗務院設置の許可 ―― に対してソヴィエト 政府に感謝する。同時にわれわれは、われわれに与えられた信頼を濫用し ないことを政府に約束する。われわれは正教徒であることを望むと同時 に、ソヴィエト国家が、その喜びと成功がわれわれの喜びと成功であり、 その不幸がわれわれの不幸である、われわれの祖国である宣言する。われ われは正教徒であると同時に、<恐怖からでなく、良心から>ソヴィエト 国民でなければならないと考える。それは使徒がわれわれに教えていると

ころである12)。

しかしながら、セルギーの屈辱的な『忠誠宣言』も、ロシア正教会が置かれた環境を改善するものとはならなかった。聖職者の逮捕は相変わらず続いていたし、強制的な教会閉鎖も終わらなかった。1925年のチーホンの死去以来空位であった総主教の選出も、教会の法的人格の回復も許されなかった。1929年、ロシア正教会にとどまらず、すべての宗教団体とそれらの活動をきめ細かく、かつ広範囲にわたって規制する法律が制定された。それは、同年4月8日に発効した、全64条から成る『宗教団体に関する法律』と『宗教団体の権利と義務に関する内務人民委員部指令』である。これらによって、宗教団体はいわゆる「20人制」(宗教団体に関する法律第2条、第3条、第4条、第5条、第6条)によって登録を厳しく制限され、また慈善活動や伝道活動を含む一切の社会的活動も禁止された。(第17条)13

さらに同年、ロシア正教会はソヴィエト体制下で、"新シノド制"とも呼ぶべき国家の監督機関の支配の下に置かれることになる。革命当初、ロシア正教会をはじめとしてすべての宗教団体は、司法人民委員会と教育人民委員会の監督下に置かれていた。しかし、新たに人民委員会付属の国家機関『信仰問題委員会』が設置され、宗教団体はその監督を受けることとなった。その後この委員会は、1943年に新設された『ソヴィエト人民委員会議付属ロシア正教会問題評議会』と、1944年に設けられた、ロシア正教会以外の宗教団体を監督する『宗教信仰問題評議会』とに分離され、さらにブレジネフ(1906~1982)政権下の1966年、両評議会は『ソ連邦閣僚会議付属宗教問題評議会』に統合された。これらの委員会あるいは評議会を率いた議長は、帝政時代の宗務院総長さながら、1929年の宗教団体法と内務人民委員部指令に基づいて宗教団体の管理、監督に当たり、教会が開催する宗教会議にも姿を現すようになる。彼らは無神論国家の"宗教大臣"の役割を担ったのである」40。

だが、ソヴィエト時代のロシア正教会に対する監督や迫害は、国家機関を通じてのみ行われたわけではなかった。1925年、ボリシェヴィキ党はエメリヤン・ヤロスラフスキー(1878~1953)を指導者とする反宗教団体『ソ連邦無神論者同盟』を組織し、大衆的な反宗教キャンペーンを展開した。1929年、この

団体は『戦闘的無神論者同盟』に改組された。こうしてソヴィエト体制下で宗 教は国家と党の両面からの攻撃にさらされることになる。その結果、30年代 に入るとロシア正教会でさえ組織としてはほとんど存在しなくなったのであ ろ¹⁵⁾。

ロシア正教会に一大転機をもたらしたのは、1941年6月に始まったナチス・ ドイツ軍の侵攻であった。ソ連軍将兵の大半を占めたロシア人の愛国心に訴 え、戦意の昂揚を図る必要を認めたスターリン(1879~1953)は、それまでの 教会政策を一変させた。1943年9月4日、スターリンはセルギー府主教をは じめとして三名の教会首脳をクレムリンに招き、政教和解の方針を明らかにし た。スターリンは『戦闘的無神論者同盟』を解散し、正教会に総主教制の復活 を認めるなど、大幅な譲歩を約束した。こうしてスターリンの融和政策は、存 亡の危機に瀕していたロシア正教会に復活のチャンスを与えたのである。

しかしながら、スターリンの政策転換がすべてロシア正教会に有利に働いた わけでないことは論を俟たない。一見融和政策が推進されたようでありなが ら、ロシア正教会は新たに設置された国家機関『ロシア正教会問題評議会』を 通じて、スターリンの全体主義政治の一翼を担うことを求められたからであ る。スターリン政権にとって、反体制運動や分離主義的民族主義運動の温床と なり得るキリスト教諸宗派を可能な限りロシア正教会に吸収、統合し、新しい "シノド制"の下で一括して管理することが好都合であったことは想像に難くな い。結局のところ「政教和解」の名において、ロシア正教会は再び国家の支配 下に組み込まれ、政権の意のままに利用される内外政治の道具となったという のが実情であった 16。こうしてロシア正教会はこれまでとは異なる環境に置か れることとなった。迫害の対象であったロシア正教会は、同時にまたソヴィエ ト国家に協力する教会に変貌したのである。

しかしその後フルシチョフ(1894~1971)政権が登場すると、ロシア正教会 は再び激しい弾圧にさらされるようになる。フルシチョフ自身が断行した非ス ターリン化政策によってもたらされた、体制の根幹を揺るがしかねないイデオ ロギー危機に直面して、体制の"引締め"の必要を感じたフルシチョフは直接 的で、苛烈な宗教攻撃を再開した。フルシチョフ政権下で、弾圧の標的となっ

たロシア正教会は強制的な閉鎖や破壊によって活動していた教会全体の半分に も当たる約一万の教会を失ったといわれている¹⁷⁾。

だがそれにもかかわらず、ロシア正教会は自らの存続を図るためにソヴィエト国家と協力する姿勢を変えなかった。とりわけフルシチョフ政権時代の攻撃的な反宗教政策を厳しく批判し、政策の転換を図ったブレジネフ政権下において、その傾向はより一層顕著となった。

3、ゴルバチョフ政権と宗教法の制定 ──『信仰の自由および宗教団体に関する法律』

ロシア正教会をはじめとして宗教の国家に対する関係が大幅に改善されたのは、ゴルバチョフ政権が登場し、ペレストロイカ政策が始まってからのことである。1988年4月29日、ソ連邦共産党書記ミハイル・ゴルバチョフ(1931~)はピーメン総主教(第13代総主教、在位1971~90)をクレムリンに招き、それまで行われたソヴィエト政権の教会弾圧について事実上の謝罪を表明するとともに、改めて「政教和解」を申し入れた。この会見は、数年後のソ連邦の崩壊という事実と考え合わせる時、極めて重要な意義をもつものであったといわなければならない。というのも、この会見は正統的マルクス・レーニン主義以外の一切のイデオロギーを容認しない「真理の独占体制」としてのソヴィエト体制の終焉を予告する機会となったからである。ゴルバチョフは会見においてロシアへのキリスト教導入の歴史的意義を高く評価し、続けて次のように述べた。

宗教団体も個人崇拝の時期に悲劇的諸事件に巻き込まれた。この時期に対しては、現在は復権されている社会主義的原則からの逸脱として一義的な評価が与えられている。30年代とその後の時代に教会と信徒に対して犯された誤りは是正されつつある。……あの苦難に満ちた時代の聖職者たちの愛国的な呼びかけ、国防基金への大衆的な募金運動は、今なお記憶に残っている。……人道主義、諸民族間の公正な関係を目指し、ソヴィエト国家の内外政策を支持する聖職者の活動は……高い評価に値する。……われれは双方の世界観の相違の深さを知っているが、しかし同時に現存の

状況を現実的に考慮に入れている。信徒たち、これはソ連の人々、勤労 者、愛国者であり、彼らは自分の信念をしかるべく表明する完全な権利を もっている。……われわれには共通の歴史、一つの祖国、一つの将来があ 3 18)

また同年6月、モスクワを中心として挙行された『ロシア正教会受洗千年祭』 で、ロシア正教会は目覚ましい復活振りを内外に示すことになる。こうした中 で、ソヴィエト社会に信仰の自由を謳歌する「宗教ルネッサンス」の時代が到 来するのである。

ところで、ロシア史において「信教の自由」の原則が確立するのは、すでに 触れたように、20 世紀に入ってからのことであった。ロシア帝国最後の皇帝 ニコライ二世は、1905年の革命後『信教の自由に関する勅令』を発して、ロシ ア正教以外の宗教信仰の自由を容認した。しかしそれにもかかわらず、ロシア 正教会をはじめとしてすべての宗教は依然として国家の統制下に置かれてい た。その後ソヴィエト体制の下では、国家の宗教支配はより厳格に、かつより 徹底的に行われた。そこでは宗教信仰の自由はまったく認められなかったし、 宗教団体はその登録と慈善活動や布教活動を含む社会活動の面でとくに厳しく 規制された。

こうした事実を考慮すれば、ロシアの信教の自由は、ゴルバチョフ政権下の 1990年10月1日に発効した『信仰の自由および宗教団体に関する法律』に始ま るといえるであろう。ロシア革命以来70有余年にわたって"反宗教"を国是と してきたソヴィエト体制下で成立を見たこの法律は、ゴルバチョフ政権の自由 化政策の下で基本的にはすでに認められていた信教の自由を法的に確認し、成 文化したものであり、何よりもまず第一に宗教信仰の自由の保障を強調してい たという点で画期的な法律であった。この宗教法では、悪名高い宗教団体に関 する『1929年法』と同年の『内務人民委員部指令』に定められた、宗教団体の 「行政機関」への登録義務 ―― いわゆる「20人制」―― と、慈善活動や伝道活動 を含む一切の社会的活動の禁止に関する条項は廃棄された190。

全6章31条から成る新宗教法では、宗教団体の登録は「18歳に達した10名以 上の人間が……の地域の人民代議員ソヴィエト地区(都市)執行委員会に宗務 規則を届け出る」と定められた。また教会の社会的活動の自由という問題については、「宗教儀礼と儀式」(第21条)だけでなく、「慈善活動、研究活動、宗教書の配布、およびその他の文化教育活動」を行う権利が保障された。(第23条)²⁰⁾

ソ連邦最高会議法務委員会の一員として宗教法の策定に関わったロシア正教会総主教アレクシー二世は、教会に許されることとなった社会的活動に言及して次のように述べている。

われわれの手足は 1929 年の宗教団体に関する法律によって拘束されていた。これは各教会に慈善活動や児童教育を禁止する法律であった。……現在、グラースノスチの時代を迎えて、数百万の不幸な人々や病人が具体的な援助を必要としていることが明らかとなっている。残念ながら、長い年月の間に人々は善行を積むという習慣を失ってしまった。したがって、私はロシア正教会に大きな教育的任務を見出している。……善行を積み、善を生み出すことを人々に教育する必要がある。各教会には、教会に本来的で伝統的な活動分野が返還されなければならない。古来、各寺院には養老院、授産所、禁酒会、孤児院が併設されていた。こういったすべてのものが復活されなければならない²¹⁾。

社会的弱者の救済や伝道活動が教会にとって本質的な意義を有していることは論を俟たない。信教の自由化と社会的活動の自由の法的保障は、ロシア正教会をはじめとして諸宗教の活動範囲を拡げ、宗教が社会に占める位置と役割を一段と高めることとなった。

しかしながら、ソヴィエト時代の宗教抑圧の軛から解放され、良心の自由を保障された結果目覚ましい復活を果たした宗教、とりわけロシア正教会は、他方で予期せぬ困難に逢着することになる。信教の自由化は、当然のことながら、正教会以外のキリスト教諸宗派やその他の諸宗教にロシアで活発な布教活動を行う機会を与えた。ロシア正教会は突如として、"宗教的多元主義"の社会にあってさまざまな宗教や宗派と市民の"霊魂"の獲得をめぐって競合するという現実に直面した。そしてまた、ソヴィエト体制の崩壊にともなう価値観の変化や混乱に乗じてカルト集団が猖獗を極めるという事態も出来した。先ずは

こうした現実こそがロシア正教会や世論の危機感を深め、1990年の『信教の自 由に関する法律』の改正の必要を強く意識させる契機となった。こうして1993 年以降、ロシア議会や大統領のパワー・ゲームとも連動する形で、新宗教法の 制定が重要な政治的課題の一つとなるのである。

四、 ソヴィエト体制の崩壊と宗教法の改正

ソヴィエト共産主義体制の崩壊がロシア社会とそこに住まう人々にもたらし た最も顕著な変化は、政治指導者を選挙という方法で選ぶ「政治的民主主義」 や、自由な経済活動を基本とする「市場経済原理」が導入されただけでなく、 宗教信仰の自由が保障され、宗教活動が日常的な市民生活の一部となったこと である。「無神論」を標榜したソヴィエト共産主義体制下で宗教は激しい弾圧に さらされ、宗教信仰者たちはさまざまな迫害を受けてきた。だが、今では人々 は矯正収容所送りや失職に脅えることなく、また子供たちに加えられた教育上 の差別を恐れることもなく、自らの信仰を公然と表明し、自由に聖堂に出掛け て祈祷に参加することができるようになった。

信教の自由は、すでにペレストロイカ政策に着手したゴルバチョフ政権下の ソヴィエト社会で事実上認められていた。当時ソ連邦を支配していた共産主義 指導者の多くは、マルクスやレーニンの予言にもかかわらず、もはや教条主義 的な無神論イデオロギーを頑なに護持し、ソヴィエト社会から宗教信仰を廃絶 することなど不可能であると確信するようになっていた。こうしてゴルバチョ フ政権が抜本的な政策転換を企て、公式の政策として「信仰の自由の原則」を 承認するや否や、ソヴィエト社会にいわば"宗教ブーム"が現出したのであっ た。

しかしながら、最後のソ連邦共産党書記長ミハイル・ゴルバチョフが断行し た宗教信仰の自由化とその後のソヴィエト体制の崩壊という事態は、かつて変 革期を迎えたロシア社会でしばしば見られたように、宗教界、中でもロシア正 教会に深刻な混乱を招来し、さまざまな対立や軋轢を生み出すこととなった。 「戦闘的無神論」の軛から解放されたはずのロシア正教会は、新生ロシアにおけ る精神的支柱としての役割を果たすどころか、内外から奔流のように押し寄せ てくる挑戦や批判に悪戦苦闘するというのが実情であった。

ロシア正教会を脅かしているものとして、プロテスタント教会をはじめとする外国の諸宗教や諸宗派の目覚ましいロシア進出が指摘されなければならない。これらの中には、日本社会を震撼させた「オウム真理教」も含まれることはいうまでもない。こうして、とりわけ外国系の宗教の活動の規制を求める声が、「事実上の国教会」²²⁾を自認するロシア正教会周辺から挙がった。ロシア正教会はソヴィエト体制下で苛烈な弾圧にさらされてきたとはいえ、逆説的に、国家の統制下に置かれていたというまさにその理由から、カルト集団は無論のこと、欧米のキリスト教諸宗派やその他の宗教の挑戦に直面することはほとんどなかった。敢えて誤解を恐れずにいえば、ロシア正教会は"反宗教国家"にあって保護と特権を享受していたといえよう。しかしひと度信仰の自由が確立されてみると、ロシア正教会は、ロシアの地に押し寄せる外国の諸宗教や諸宗派と対抗して自らの地位と役割を確保していくことを余儀なくされたのである。

ロシア正教会は、外国からの宗教活動家や宣教師の入国ヴィザ発行を制限し、彼らの活動を規制するように政府に圧力をかけ始めた。さらに 1993 年6月、ロシア正教会の強い要望を受けて、ロシア議会は"ゴルバチョフ"宗教法の改正法案を承認した。この改正法案は、ロシア正教会の意向を色濃く反映し、「非ロシア的、非伝統的な」宗教や宗派の登録と活動を厳しく制限しようとするものであった。当時ロシア議会の『良心の自由に関する委員会』委員長を務めた保守派のロシア正教会司祭ヴャチェスラフ・ポロシンは、ロシア正教会総主教アレクシー2世が直接エリツィン大統領に"最後通牒"を突きつけ、議会を通過した外国の宗教団体の活動を規制する新しい宗教法案に署名するか、それとも「ロシア正教会を反エリツィン側に追いやるか」の選択を迫ったと主張している²³。しかし、この法案は内外からの激しい批判や抗議もあって成立せず、廃案となった。

次いで1996年7月、ロシア国家会議『社会組織および宗教団体問題委員会』は、新たな宗教法改正案の作成作業を終了した²⁴。全4章26条から成る改正草案の基調は、信教自由の保障を基本原則とし、外国の宗教や宗派を無原則的に

排除しようとする意図を示していなかったという点で、1993年の修正案と比 較してより穏健で、より"リベラル"なものであった。これに対して、ロシア 正教会渉外局長キリール府主教は直ちに9点にわたる草案の修正を申し入れ 7- 25)

キリール府主教の修正の申し入れに関して、ここではとくに重要な次の2点 を指摘する必要があるように思われる。宗教組織の登録規定は、草案が単に 「設立者が10名以上の信者が連邦司法機関に登録する」(草案第9条第4項)と していたのに対して、キリール府主教は「ロシアに定まった住所を有する」と の文言を加えるように要求した。これは、明らかに外国の宗教団体の登録を厳 しく規制することを想定した申し入れであった。果たして成立した新宗教法で は、「常住する」との文言が加筆された。また「外国の宗教団体」について、草 案が代表部を設置する権利を認めるとともに、ロシア連邦が定める登録義務を 遵守し、宗教団体規約の提出を義務づけていた(草案第11条第1項および第2 項)のに対して、キリールはさらに外国の宗教団体には「自由な活動を禁止す る」との条項を追加するように主張した。この申し入れも新宗教法に実現され た。

「宗教法改正草案は宗教の本質を理解しない素人の作文である」と、あるロシ ア正教会関係者は皮肉を込めて筆者に語ったものであった 26)。キリール府主教 の要求をも含めて、ロシア正教会がさらに大幅な修正を求めたであろうことは 想像に難くない。というのも、国内で占める「事実上の国教会」としての地位 に揺るぎない自信を抱いているとはいえ、ロシア正教会が「聖ロシア」から「非 ロシア的、非伝統的な」宗教や宗派を締め出す宗教法の制定を強く願っていた ことは疑いないからである。そしてロシア正教会の意向を相当程度受け容れる 形で、宗教法の改正が行われたのであった。

新宗教法は全4章 27 条から成っている。エリツィン大統領自身によって修 正が加えられた「前文」で「ロシア連邦が世俗国家である」とされる一方で、 「ロシアの歴史、その精神および文化の形成と発展における正教の特別な役割 を認め」ると謳われたという点で、ロシア正教会は法制上も「事実上の国教会」 の地位を確固たるものにしたといえよう。 前文および本文第3条で「信仰の自 由および信教の自由」が明確に保障されている。国家と宗教団体との関係を規定している第4条では、改めてロシアが世俗国家であることが確認され、宗教団体の国家からの分離と国公立教育機関における教育の「非宗教的性格」(第1項および第2項)が定められるとともに、禁止事項として宗教団体の「国家権力機関、その他の国家機関、国家施設ならびに地方自治機関の職務の遂行」、「国家権力機関ならびに地方自治機関の選挙への参加、政党ならびに政治運動の活動への参加」が禁止された。(第5項)

宗教組織については、「その活動の地域的範囲に応じて地方宗教組織と中央宗教組織」とに分類され(第8条第2項)、「3つ以上の地方宗教組織から成る」中央宗教組織が「50年以上にわたって合法的にロシア連邦領土内で活動していたものは」、「ロシア」、「ロシアの」、または「これらから派生する語を使用する権利を有する」(第4項および第5項)と規定されている。宗教組織の「設立」(第9条)と「国家登録」(第11条)に関しては、「15年以上にわたる存在」の証明が必要とされる一方で、「外国の宗教組織……は礼拝ならびにその他の宗教活動を行う」ことが禁止された。(第13条)

新宗教法は基本的には信仰の自由を保障しながら、ロシア正教会をも含めたすべての宗教団体に「再登録」を義務づけている点に特徴がある。ロシア正教会は自らの特別な地位と役割を明文化しただけでなく、宗教団体の「再登録」に当たってさまざまな条件を付すことに成功したことで一定の成果を収めたといえよう。

政治や経済の動向と並んで、「良心の自由」という人間社会にとって最も本質的な問題にかかわる宗教法が今後どのような形で運用されるのであろうか。それは、ロシアの民主化や自由化の成熟度を推し量り、延いては混迷するロシアの将来を占う指標の一つであるように思われるのである。

註

- 1) Закон Российской Федерации < О свободе совести и о религиозных объединениях >, Российская Газета, 1 октября 1997 г.
- 2) Закон Российской Советской Федеративной

- Социалистической Республики < О свободе вероисповеданий >, Ведомости Съезда народных депутатов РСФСР, 1990, No. 21, ст. 240, с. 284~292. を参照。
- 3) ニコライ二世が発した勅令とその後の動きについては、John S. Curtiss, Church and State in Russia – The Last Years of the Empire – 1900 \sim 1917, New York, 1972, pp.211, 214, 227, を参照。
- 4) コンスタンチン・ポベドノースツェフについては、Robert Byrnes. Pobedonostsev:His Life and Thought, Indiana Univ. Press, 1968, pp.495.を 参照。
- 5) 帝政時代のシノドは、"宗教大臣"の役割を担った宗務院総長と、一二名の聖職 者から成る教会監督機関であった。いずれのメンバーも皇帝によって任命され、帝 政への忠誠と服従を求められた。年に三回開催されたが、通常の出席者は六名程度 であった。皇帝に直属する宗務院総長が事実上絶対的な権限を握っていた。
- 6) Constantin Pobedonostsev, Reflections of a Russian Stateman, trans..by R.C.Long, 1965, The Univ. of Michigan Press, p.24.
- 7) ピョートル大帝による総主教制の廃止とシノド制の導入については、拙著『ロシ ア正教の千年 — 聖と俗のはざまで — 』(日本放送出版協会、1993年)、115~121 ページを参照。
- 8) ロシア正教会の1917年~18年公会に出席した日本ハリストス正教会長司祭三井 道郎は、「訪露紀行 (露国正教会地方公会と総主教選立及びロシア革命)」と題する 興味深い記録を書き残している。三井義人編『三井道郎回顧録(遺稿)』限定百冊 印刷非売品、昭和57年、97~143ページ。
- 9)『土地について』のソヴィエト人民委員会議布告に基づいて、ロシア正教会が所 有していた1890万エイカーにおよぶ広大な教会領が没収、国有化された。また『国 家からの教会の、教会からの学校の分離について』の布告は、教会の国家からの分 離(第1条)の規定を柱として、市民の宗教信仰の、あるいは信仰しない自由(第 3条)、公共の秩序に反しない範囲での宗教儀式執行の自由(第5条)、学校の教会 からの分離と、学校における宗教教育の全面的禁止 (第9条)、教会ならびに宗教 団体からの財産所有権および法的人格の剥奪(第12条)、そして教会施設ならびに その他の教会資産の国有化と、礼拝用施設の国家機関による管理(第13条)などを 主たる内容とする13の条項から成っていた。そして、この布告に示された宗教政策 の基本路線は、1918年7月、第5回ロシア・ソヴィエト大会で採択されたロシア・ ソヴィエト社会主義共和国憲法においても明文化された。拙著『ソヴィエト政治と 宗教 ─ 呪縛された社会主義』(未来社、1988年)、61~64ページを参照。
- 10) Акты Святейшего Патриарха Тихона и Позднейшие Документы о Преемстве Высшей Церковной Власти 1917∼

- 1943. Сборник в двух частях. Составитель М. Е. Губонин, Москва, 1994. с. 280∼281.
- 11) Акты Святейшего Патриарха Тихона $\cdot \cdot \cdot$ Там же, с. 163 \sim 164
- 12) Там же, с. 340∼344.
- 13) 1929年に『宗教団体に関する法律』が制定されるまで、宗教団体とその活動に対 する規制は1922年6月1日に発効した『ソ連邦刑法』の第3部「教会と国家との分 離規定違反」(第119~125条、および227条)に基づいて行われていた。第119条で は次のように定められている。「勤労者および農民の政府に対して反逆し、もしく は当該政府の法律ならびに布告に対する反抗を教唆するために民衆の宗教的迷信 を利用する者は、刑法第69条に定められた刑罰に処せられる。(最低3年の禁固刑) ……市民の兵役義務、ないし軍事作戦に関連する義務および責務を果たすことを 妨げる目的をもって、煽動もしくは宣伝が戦時に行われる場合、極刑に処せられ る」。第120条は「民衆の迷信を煽り、もしくは自身の利益のために詐欺的手段を利 用する者は、1年以下の禁固もしくは重労働を課せられる。」と定めている。1929 年の宗教団体法に規定された宗教団体の登録のための、いわゆる「20人制」に関連 する条文は以下の通りである。第2条「すべての宗派信徒の宗教組織は、宗教団体 もしくは信徒集団として登録される。市民はただひとつの宗教組織の成員である ことができる。」第3条「宗教団体とは、18歳以上の、その宗教的必要を共同で満 たすために結合した同一の教団、信徒団体、もしくは宗派に属する20人以上の信者 から成る地方的団体である。宗教団体を組織するに充分な数に達しない信者は、信 徒集団を形成することができる。宗教団体および集団は法人格権を有しない。」第 4条「宗教団体ないし信徒集団は、当該の市ソヴィエト、ないし地区ソヴィエトの 宗教問題評議会による団体ないし集団の登録を経てのみその活動を開始すること ができる。」第5条「宗教団体を登録するためには、少なくとも20名の発起人が、 前条に述べられた機関に、閣僚会議付属宗教問題評議会によって定められた形式 にしたがって申請書を提出しなければならない。」第6条「信徒集団を登録するた めには、集団の代表者が、第4条に述べられた、その集団が設置された市もしくは 地区の機関に、閣僚会議付属宗教問題によって定められた形式にしたがって申請 書を提出しなければならない。|第17条は禁止条項を定めている。「宗教団体は以下 のことを行ってはならない。(a)相互信用会社、協同組合、もしくは商社を創立 すること、あるいは宗教的目的以外の目的のために資産を利用すること、(b) 宗 |教団体の構成員に物質的な援助を与えること、(c) 児童、青年ならびに女性のた めに私的な祈祷集会やその他の集会、聖書や宗教書研究、裁縫、工作あるいは宗教 教育等のためのサークル、集団、支部、小旅行、児童用の遊び場、図書館、読書室、 サナトリウム、あるいは医療活動を組織すること。」William B. Storovan,

Communist Russia and the Russian Orthodox Church 1943 \sim 1962, Washington, D. C., 1967, pp.119 \sim 135.

- 14) ソヴィエト体制下の宗教団体に対する法的規制と行政的監督については、 John Anderson, "Legislative and Administrative Control of Religious Bodies", Candle in the Wind:Religion in the Soviet Union, ed. by Eugene B. Shirley, Jr. and Michael Rowe, Washington, D.C., 1989. pp.65~89. およ びJoshua Rothenberg, "The Legal Status of Religion in the Soviet Union", Aspects of Religion in the Soviet Union 1917~1967, ed. by Richard H. Marshall, Jr., The Univ.of Chicago Press, 1971, pp.82~84. を参照。
- 15) E. ヤロスラフスキーが指導した反宗教運動については、Daniel Peris, Storming the Heavens:The Soviet League of the Militant Godless, Cornell Univ. Press, 1998, pp.237. および拙著、前掲書、69~77ページを参照。
- 16) スターリンの宗教政策については、前掲書、108~110ページを参照。
- 17) フルシチョフが展開した反宗教政策については、拙著、前掲書、111~113ページを参照。
- 18) Правда, 30 апреля 1988. 邦訳『今日のソ連邦』1988年6月15日、第12巻 第一号付録、45ページ。
- 19) ゴルバチョフ政権下の宗教法改正をめぐる動きについては、拙稿「現代ソ連のイデオロギー危機と宗教の再生」、『ソ連研究』(日本国際問題研究所、1989年10月)、第9号、59~63ページを参照。
- 20) Правда, 9 октября 1990.
- 21) Известия 13 октября 1990.
- 22) 今日のロシアでロシア正教は「準国教 (полугосударственная религия)」の地位を占めているといっても過言ではない。ロシア正教会はロシア最大の宗教団体であり、その巨大な社会的、政治的影響力も無視することはできない。宗教問題専門誌『科学と宗教』(1999年4月号)は、教会の現勢について次のような数値を明らかにしている。主教管区127、高位聖職者151名、教区19000以上、司祭約17500名、輔祭約2300名、ロシア国内の修道院299(男151、女子148)、モスクワ市内の聖堂428、小礼拝堂39。Наука и Религия, 4, апрель 1999, с. 3.
- 23) Московские Комсомолец, 18 августа 1993.
- 24) <Проект > вносится депутатом Государственной Думы, Председателем Комитета по делам общественных объединений и религиозных организаций, В. И. Зоркальцевым и Правительством Российской Федерации. Федеральный Закон, О внесении изменений и дополнений в закон РСФСР,

- "О свободе вероисповеданий", с. $1 \sim 13$.
- 25) 府主教キリールが『われらの家ロシア』副議長セルゲイ・ベリャーエフ宛てに送った書簡・Замечания и предложения по проекту Закона, О свободе совести и религиозных объединениях, 8 июля 1996. のコピーを、筆者は入手した。
- 26) 1996年12月30日、サンクト・ペテルブルクのロシア正教会関係者が筆者に語った言葉である。
- 追記、本稿は拙論「ロシアにおける信教の自由・・宗教法の改正をめぐって」(一) 『産大法学』第33巻第1・2号(京都産業大学法学会、平成11年10月)、89~107 ページ、および(二)第33巻3・4号、258~278ページを修正、要約したものである。改正宗教法の条文については、拙論(二)を参照されたい。